

「(仮称)白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第25回全体会議の概要

日 時 平成22年10月9日(土)午後1時36分～4時53分

会 場 庁舎4階 会議室403

出席委員 飯島、五十嵐、内山、金子、神田、日下、古嶋、櫻井、佐々木、嶋津、橋本、平田、
(敬称略) 藤巻、松井、吉野

学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

ア 条例の素案の大項目「改廃等」の中項目「1 検証」について
以下のとおりとなった。

「考え方」から「なお、『委員会を設置し』・・・想定されます」を削除する。

イ 条例の素案の大項目「改廃等」の中項目「2 改廃」について
以下の意見等があった。

(7) 内容について

「この理念を最大限に尊重して」・・・ここでいう「理念」とは？

大項目「総論」の中項目「理念」の項目がある。

・自らの責任と意思において協働して改廃していくということ。

・「最大限」は会の気持ちとして残す。

(4) 考え方について

この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし

理念に照らし

理念や自治のあり方に照らし

自治のあり方とは、「この条例で決めたルール」のことである。

ウ 条例の素案の「前文」について

以下の意見等があった。

「そこで“誰にも優しい思いやりが暮らしやすいまち白岡”を目指し、ここに白岡町・・・」

・一言で白岡町を象徴する言葉を入れるのか。

・“誰にも優しい思いやりが暮らしやすいまち白岡”を入れるのか入れないのか。

括弧は強い意志となる。

「この理念を実現するために・・・」など、つなぎの言葉は検討する。

エ 条例の素案の「名称」について

この条例の素案の名称については「白岡町自治基本条例」とする。

オ 素案に対する職員意見等への対応について

職員から、条例の素案の前半部分について出されていた意見等のうち、つくる会で議論することとしていたものについて、つくる会としての方向性を出した。

修正案を基に議論した結果、修正案が変更となる部分等については以下のとおりである。

- (7) 大項目「 総論」の中項目「1 理念」について
 - 「町民と町は」 「町民及び町は」
 - 「安心安全に暮らせる地域社会を」にし、「持続可能な」を削除する。
- (4) 大項目「 住民協働」の中項目「1 定義」 について
 - 「誰もが誇れる」と条例に書くのはどうなのか。
 - 私的な活動でなく、公的な活動のことを書く。
 - 「 この条例においてまちづくりとは、町民及び町が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動を言います。」
- (7) 大項目「 住民協働」の中項目「1 定義」及び中項目「2 住民参画」 について
 - 「参画」と「協働」の使い分けについて
 - 参画は手段、協働は理念ではないか？
 - 「町は、協働によるまちづくりを推進します。」とし、「参画」を定義づけないこととする。
- (1) 大項目「 行政」の中項目「1 行政の責務」について
 - 「町」と「行政」の使い分けについて
 - 行政 執行機関
 - 「執行機関」は法律で定義されている。「行政」とするならば定義付けが必要である。
 - 法人としての町（町長、住民、議会を含む）
 - 使い分けるのか、定義付けるのかについては、保留とする。

詳細については、議事録を参照してください。

(2) その他

- ア 素案の発表フォーラムを、11月28日(日)の午後、はぴすしらおかで行う。条例素案の町長への提出、素案概要の説明、この条例が出来たことにより白岡町がどのように変わるかの講話、地域活動を実践している団体の活動発表を行う予定である。
- イ 12月には4回程度、地域説明会を開催し、会場の皆さんと意見交換などを行う予定である。

2 次回の日程

10月23日(土)午前9時から、コミュニティセンター集会室3で行う。

（仮称）白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会
第25回全体会議

- 1 日 時 平成22年10月9日（土）午後1時30分～4時30分
2 場 所 庁舎 会議室403
3 内 容

前回の第24回全体会議の続きで、作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「改廃等」の案と「前文」を確認し、さらに条例の「名称」を確認します。

その後、条例の素案の中間案について、全体のバランスや項目同士の整合性に留意しながら、職員からの意見等について確認、議論します。

4 プログラム

時間の目安	内 容
13:30	開会
13:30～13:40	あいさつ（「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長）
13:40～16:20 (適宜休憩)	全体会議 （議長：内山会長） (1) 作業部会が修正した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「改廃等」の案を確認します。 (2) 「前文」の途中から文言等の確認を行います。 (3) 条例の「名称」を確認します。 (4) 条例の素案の中間案について、全体のバランスや項目同士の整合性に留意しながら、職員からの意見等について確認、議論します。
16:20～16:30	事務連絡
16:30	閉会

第16回作業部会の記録シート(H22.10.6)

大項目 改廃等 中項目 1 検証

H22.10.9 現在

1 内容 文章化してください。

【8/26第14回作業部会の案】

町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものであるかどうかを町民の参加による委員会を設置して、検証しなければなりません。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

町長の義務付けでよいのか。

ここでは、この条例に書かれている自治のあり方(または目的)が守られているかを検証することを規定する。

検証する手段を書くのか。

・手続のことか 4年、年

または常設(委員会を作るのか) 委員会の名称は別途検討

・検証するための委員会

その役割は、自治基本条例の検証か？

検証するための委員会について

・規定しない

…中項目「住民参画」の中で、住民参画条例を策定することとなっているので、ここで委員会を設置することを書かないのであれば、条例は守るものなので、守ることを書いても意味がなくなる。

・常設…「設置する」とあれば常設 他の常設委員会との兼ね合いに注意

・2年に1回

・4年に数回か1回

・首長の任期に1回

【9/13第15回作業部会の案】

町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、町民の参加による検証委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。

【9/25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

施行は1度だけであるので、「この条例の施行後」を削除する。

委員会では、この条例が普及・定着しているかも検証することが大事であり、委員会を設置することが目的ではない。この条例に則り、町長に検証してほしい。「検討委員会」「委員会」にする。

【10/6第16回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町長は、4年を超えない期間ごとに、町民の参加による委員会を設置して、この条例で規定する自治のあり方を検証しなければなりません。

2 趣旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例が、その最高規範性に照らし、その時の白岡町に則しているかについて、町民の参加により定期的に検証することを明確にした項目です。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

「検証」と「改廃」に分ける。

【9/13第15回作業部会の案】

この条例で規定する自治のあり方が、実際の施策等で実行されているかについて、町民の参加による検証委員会を設置して定期的に検証することを明確にした項目です。

【9/25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

「検討委員会」「委員会」にする。

【10 / 6第16回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例で規定する自治のあり方が、実際の施策等で実行されているかについて、町民の参加による委員会を設置して定期的に検証することを明確にした項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【8 / 26第14回作業部会の案】

この条例の最高規範性や、町民が参加して本条例の素案を作成した経過に照らし、この条例を頻繁に改廃すべきではないと思いますが、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかを検証し、必要に応じてこの条例を改廃する場合があります。また、この条例を普及、定着させ、規定する内容が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。

検証のために設置する組織の目的や役割等を柔軟に運用できるよう、「委員会を設置」と表現し、この委員会に町民が参加していくことで住民自治の前進を図ります。

町長の任期を考慮して「4年」としました。最初の4年間は、この条例を普及、定着させるために常設とし、その後は定期的に、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが望ましいと考えます。

【9 / 5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

ここでは、この条例に書かれている自治のあり方が守られているかを検証することを規定する。

【9 / 13第15回作業部会の案】

この条例で規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。

これらの検証を行うため、検証委員会を設置し、この検証委員会に町民が参加していくことで住民自治の前進を図ります。

なお、町長の任期等を考慮して「4年」としました。

【9 / 25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

この条例では、住民参画条例や住民投票条例を「策定すること」を規定している。

「検証委員会」「委員会」にし、町長が行なうことを明確にし、また文言整理する。

任期中に検証を数回行なうことを想定している。

【10 / 6第16回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例で策定することを規定した住民参画条例や住民投票条例を含め、自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているかを検証することが大事です。また、時代や社会情勢の変化に則し、その時の白岡町にふさわしいかの検証も行う必要があります。

これらの検証を行うため、町長は町民が参加する委員会を設置し、住民自治の前進を図ります。町長には任期中に一度は検証を行なってほしいので、4年を超えない期間としました。また、必要に応じて期間内に数回検証を行なうことも考えられます。

なお、「委員会を設置し」とありますが、新規の委員会を設置する場合もあれば、既存の委員会を活用する場合も想定されます。

このシートを提出してください。

第16回作業部会の記録シート(H22.10.6)

大項目 改廃等 中項目 2 改 廃

H22.10.9 現在

1 内 容 文章化してください。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例は、白岡町の自治に関する最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

「他の条例、規則」の改廃なのか、「自治基本条例」の改廃なのか？

ここでは、「自治基本条例」の改廃について規定。

誰が改廃を行うのか。

「最高規範」をどこに盛り込むのか？

・前文

・別の項目を作るのか など

最高規範性については今後、検討。(この大項目には入れない。)

「改廃」と「検証」に分けた。

【9/13第15回作業部会の案】

町長、議会及び町民は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。

【9/25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

・町民が改廃できるのか？

・「町民は」の主語で良いのか？

・手続において理念を尊重しなさいということか？

町民が法令の手続に則って(例えば、直接請求)行動することは、自治の理念(主体的に行動)に合致している。
(条例は縛りであり、自治の理念に則って行動しているものをあえて規定する必要はない。)

・町長、議会…条例の改廃に当たり、理念を尊重しなさい(手続上)

町民の意思を尊重することは他の項目でも述べている。

・町民…理念を尊重しなさい(行動の動機・意思)

違う内容が一文に入っているが、ここでは手続のことを規定すべきである。

「町民」についての記述は削除。

【10/6第16回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

町長及び議会は、この条例を改廃しようとするときは、この条例の理念を最大限に尊重して行わなければなりません。

2 趣 旨 上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

【8/26第14回作業部会の案】

この条例が、その最高規範性に照らし、その時の白岡町に則しているかについて、町民の参加により定期的に検証することを明確にした項目です。

【9/5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

「改廃」と「検証」に分ける。

【9/13第15回作業部会の案】

この条例を改廃しようとする場合、町長、議会及び町民は、この条例の理念に照らし合わせて行うことを明確にした項目です。

【9/25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

「町民」を削るが、町民の意見を踏まえて改廃を行なうことを明確にする。

【10/6第16回作業部会の案】 修正した部分はゴシック体

この条例を改廃しようとする場合、町長及び議会は、この条例の理念に照らし合わせ、広く町民の意思を踏まえて行なうよう求める項目です。

3 考え方 どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

【8 / 26第14回作業部会の案】

この条例は、町政運営のことだけでなく、町民の生活の中で関わる自治についても規定したものです。この条例は最高規範として、その理念や内容を尊重することで、他の条例等についても影響を及ぼすことになるので、この条例の最高規範性を実質的に担保している規定です。

【9 / 5第23回つくる会全体会議での委員の意見】

この項目では、「自治基本条例」の改廃について規定する。

「最高規範」については、今後、検討する。

誰が改廃を行うのか。条例の制定及び改廃の権限についての議会の権限を侵害しない内容を規定する。

【9 / 13第15回作業部会の案】

【10 / 6第16回作業部会の案】 【9 / 25第24回つくる会全体会議での委員の意見】を踏まえて削除したもの

~~この条例は、町政運営のことだけでなく、町民の生活の中で関わる自治についても規定したものです。~~

この条例が最高規範であり、町民が参加して本条例の素案を作成した経過を考えると、頻繁に改廃すべきではないと思います。しかし、この条例が、時代や社会情勢の変化に則し、白岡町にふさわしいものにするため、改廃が必要な場合が考えられます。その場合には、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、それを尊重して改廃を行う必要があります。

~~なお、ここでは、具体的に改廃する場合の「町長が発議し、議会がそれを議決する」という手続のことではなく、この条例で規定している自治の理念やあり方に照らし、町民からも改廃の意思表示をする場合があり得るので、主語を「町長、議会及び町民は」にしました。~~

【9 / 25第24回つくる会全体会議での委員の意見】

「この条例は、町政運営のことだけでなく、町民生活の・・・規定したものです。」の一文を削除する。

「なお、ここでは、具体的に改廃する場合・・・にしました。」の一文を削除する。

参考（地方自治法から抜粋）

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一 条例を設け又は改廃すること。

第一百十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

第一百四十九条 普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担当する。

一 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

第一百七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第一百八十条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

このシートを提出してください。

「白岡町自治基本条例」

前文（修正案）

第16回（H22.10.6）作業部会

「名称」を最終的に決定するのは、第25回（H22.10.9）のつくる会

白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。

白岡町は、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な社会を創造していきます。

私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。

そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。

「白岡町自治基本条例」

前文（修正案）の修正対照表

第16回（H22.10.6）作業部会

「名称」を最終的に決定するのは、第25回（H22.10.9）のつくる会

第24回 全体会議配布案（427字）	修正案（456字）
<p>白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの優れた業績を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。</p> <p>地方分権が進む中、白岡町は、新たな公共を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、地産地消の産業振興など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。</p> <p>私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。</p> <p>そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。</p>	<p>白岡町では、先人たちにより美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。私たち町民は、それらの<u>優れた業績</u><u>地域の特質</u>を発展させ、次世代に引き継ぐ必要があります。</p> <p><u>白岡町は、地方分権が進む中、地方自治の発展を目指し、白岡町は、新たな公共を担う住民自治の推進、</u><u>広く町民が公共を担う地域社会の構築、</u>地域課題解決に向けたコミュニティの振興、少子高齢化社会への対応、<u>地産地消の産業振興</u><u>地域の特質を生かした農業振興、</u>これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と協働して取り組むことにより、安全安心で持続可能な循環型社会を創造していきます。</p> <p>私たち町民は、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちのまちは、自分たちの手でまちづくりを推進していきます。そして、白岡町の町政運営における町民の参画と協働を自治の原則として定め、町民主体の自治を実現するため、町民、議会、行政がそれぞれの役割と責任を果たしていきます。</p> <p>そこで、“誰にも優しい思いやりがあり暮らしやすいまち白岡”を目指し、ここに白岡町の最高規範として「白岡町自治基本条例」を制定します。</p>

「白岡町自治基本条例」素案に対する職員意見等の対応（案） 1

第16回（平成22年10月6日）作業部会

項目	現在の案	修正案	備考(数字は職員意見番号)
1 理念	わたしたちは、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	町民と町は、白岡町の自然環境・文化・伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全・安心に暮らせる持続可能な地域社会を自らの意思と責任において、協働して実現することを目指します。	*5 誰と誰が協働するかを明確にするため、主語を「町民と町」に修正 *2 このままとする。 *1.3.このままとする(目的を修正することで、整合性が図れる。) *4 このままとする。
2 目的	この条例は、白岡町における自治の基本原則と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	この条例は、白岡町における自治の基本理念と町政運営に関する町民の権利と責務、行政及び議会の責務を明文化し、本条例の理念の実現を図ることを目的とします。	*1.3.上の理念に対し、ここでは基本原則と記載している。両者の整合性を図るため「自治の理念」に修正
3 責務	町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	町民は、まちづくりと地域の課題解決のため、主体的に参加し、連携・協働のもと、行動をしなければなりません。	*13 このままとする。 (まちづくりの定義外の、行政が関与しない課題について言及している。)

<p>1 定義</p>	<p>この条例においてまちづくりとは、<u>町民がアイデアやパワーを寄せ合い、町と連携し、誰もが誇れる白岡町を作り出す活動のこと</u>を言います。</p> <p>この条例において<u>住民協働</u>とは、町民・議会・行政がそれぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に<u>連携協力してみんなでまちづくりを進めること</u>を言います。</p> <p>参考： ・「住民協働」は考え方等も含めた全文中 7 箇所 ・「協働」は同全文中 2 4 箇所</p>	<p>この条例においてまちづくりとは、町民がアイデアやパワーを寄せ合い、<u>町と連携しが行う、誰もが誇れる白岡町を作り出す公共的な活動のこと</u>を言います。</p> <p>* 「住民協働推進指針」の「まちづくり」 町民と行政とが自分たちのまちは「どうあるべきか」、「どうあってほしいか」ということを共に考え、そのあるべき姿に向かい、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての行為</p> <p>この条例において<u>住民協働</u>とは、町民・議会・行政が<u>みんなでまちづくりを進めるため、それぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の基に連携協力すること</u>を言います。</p> <p>* 「住民協働推進指針」の「住民協働」 町民と行政とが共通の目的を実現するために、互いに対等の立場で相互の信頼と合意の基に役割と責任を担い合い、互いの特性や能力を発揮しあいながら、連携・協力して効果的にまちづくりに取り組んでいくこと</p>	<p>* 16 住民協働の定義と似ているため修正（「町と連携」としているが、まちづくりの定義を広く考えれば、それぞれ単独の活動も含むのでは）</p> <p>* 16 それぞれの定義を分けたため、今の段階ではこのままとする。</p> <p>* 17 このままとする。</p> <p>* 15.18 条文の本文中のままとする。</p> <p>* 19 33 住民協働を定義したが、本文中では、この他に 2 箇所（ 2 、大項目名）だけで、協働の使用が多い（8 箇所）定義を協働にあらため、他の使用箇所も協働に修正する。また、「協働のまちづくり」などと使う場合があるため、表現も一部修正する。 （「協働」は自立した主体同士が連携・協力するイメージである。）</p>
<p>1 定義</p>	<p>（参画と協働の使い分け）</p>	<p><u>この条例において参画とは、町民が町政に関して様々な形で主体的に関わり、意見を述べ、提案を行うこと</u>を言います。</p>	<p>（「参画」、「協働」の使い分けを明確にするため、定義づけた。）</p>

2 住民 参画	政策決定等への住民参画は、協働を原則とします。	<p><u>町が政策決定立案等を行うに当たっては、△の住民参画は、協働を原則とします。して、この条例の理念に基づき行います。</u></p> <p>または</p> <p><u>町は、協働によるまちづくりを推進します。</u></p>	<p>* 21.22.23 内容を明確にするため修正</p> <p>* 22 今の段階ではこのままとする。</p>
1 行政 の責務	(町、行政の使い分け)	<p>(行政の定義案)</p> <p><u>この条例において行政とは、町長及びその他の町の執行機関を言います。</u></p>	* 31 町と行政を使い分けるため、行政の定義を追加し、違いを明確にする。
条例全般	(「協働によるまちづくりを進めるための条例」か「町民自治を再認識し、まちづくりを進めるための条例」なのか?)		* 47 住民自治は地方自治の本旨である。この条例素案では、それを基本としつつ、今後のまちづくりには、住民との協働が不可欠であるとの認識である。

条例の素案の全体の整理については、次の段階で行なう。